平成２４年（フ）第１５０号
北海道上川郡新得町字上佐幌基線84番地６
債務者　杉岡　　繁
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
静岡県浜松市浜北区高薗265番地
債務者　小杉　恭子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
静岡県浜松市浜北区高薗265番地
債務者　小杉　浩之
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２２５号
福岡県久留米市通町２番地13
破産者　有限会社ホーリー
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２３４６号
東京都港区南青山７丁目４－６
破産者　二井恒仁朗
１　決定年月日　平成24年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７号
釧路市北大通４丁目６番地
破産者　株式会社ＷｅｓｔＷｉｎｄ
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１８１９号
愛知県半田市瑞穂町８丁目７番地の５
破産者　大和興業株式会社
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３００２号
愛知県半田市昭和町２丁目21番地
破産者　有限会社ピアチェーレ
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８６号
名古屋市中川区打出１丁目120番地
破産者　株式会社二栄組
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４８号
愛知県知多郡美浜町大字上野間字的場11番地の１
破産者　株式会社正峯
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６号
沖縄県名護市字為又786－１、商業登記簿上の住所大阪府大阪市浪速区桜川１－７－31
破産者　株式会社アンジェリーナ
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２１０号
北海道旭川市近文町11丁目3858番地の３
破産者　つばめ運送株式会社
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０号
北海道旭川市近文町12丁目3858番地の１
破産者　高橋　一広
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７号
栃木県那須郡那須町大字豊原甲4906番地
破産者　アルプス化成株式会社
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８８号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙４番地129
破産者　株式会社ワタリ産業
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８９号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙４番地129
破産者　渡邉　利幸
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第９０号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙４番地129
破産者　渡邉ひろみ
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１９２号
群馬県太田市藤阿久町497番地の２
破産者　ピーエス工業株式会社
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２号
群馬県太田市東長岡町16―２、商業登記簿上の本店所在地群馬県太田市新島町882番地
尾島ビル１Ｆ
破産者　アトリエメック株式会社
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３号
群馬県太田市鳥山上町1605番地の５
破産者　有限会社太須製作所
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５号
千葉県香取市大戸1543番地６
破産者　有限会社セプター
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部